

## 返戻金制度について

当行の職業紹介により就職した求職者が自己都合により退職した場合、または求職者の責めに帰すべき理由により解雇された場合は、求人者から支払われる紹介手数料のうち以下の割合で計算された金額を返戻する制度があります。

1. 入社後 1 ヶ月以内に退職した場合は 80%に相当する金額
2. 入社後 3 ヶ月以内に退職した場合は 50%に相当する金額

事業所名      株式会社東和銀行

所在地          群馬県前橋市本町二丁目 12 番 6 号